

## 郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

水野 恭一郎

閑谷學校は、岡山藩主池田光政が、その治世の晩年、寛文十年（一六七〇）に、藩士津田永忠を惣奉行に命じて設立に着手した藩營の郷學である。學校の諸施設の最後の完成は、天和二年（一六八二）に光政が死去してのち二十年を経た元祿十四年（一七〇一）にまで及んだが、學校の大體の規模は光政の在世中、すなわち寛文十二年（一六七二）に

光政が家督を子の綱政にゆずつて間もない延寶二年（一六七四）ごろまでには、すでに出來上つていたのであつて、閑谷學校は、まさに、池田光政が早くより心にいだいていた領内の庶民に對する教育振興の理想が、その晩年にいたつて大きく實を結んだものとして出現したといつてよいのである。そしてまた、この閑谷學校は、江戸時代、藩營の郷學として設立の最も早いものとしても注目に價するものであつたのである。

池田光政は、あらゆる面で岡山藩の藩政の基礎をきずいた人であつたが、岡山藩の學問の興隆、教育の振興のことにも早くから意をもち

い、すでに早く寛永十八年（一六四一）には、岡山藩の藩士の子弟教育のための學舎として、岡山城下の花畠に「花畠教場」を設立しているが、この花畠教場の設立も、江戸時代における諸藩の藩校設立のさきがけをなすものであつた。花畠教場は、やがて寛文六年（一六六六）には城内の石山に移されて「假學館」と名づけられ、さらに寛文九年（一六六九）には城下の西中山下に本格的な藩校の開設へと發展して行つたのである。

このような藩士の子弟の教育機關としての藩校の開設と相並んで、光政は、領内の町人・農民ら一般庶民の間の教育振興のことにも早くから心をもちいていたようである。光政は、しばしば領内をみずから巡察して、領民のうちの善行者を褒賞しているが、その際に、地方の學問や教育の興隆につくすところがあつたことのゆえをもつて褒賞にあずかつてゐるものが少なくない。例えば、岡山藩の寛文六年の『御留帳』<sup>①</sup>に記されているところによると、この年七月、光政は領内の備前國邑久郡牛窓地方を巡察した際、牛窓の醫者末廣生庵というものが牛窓地方における儒學興隆の草分けとなつた功を賞して十人扶持を興

えたのをはじめとして、牛窓村庄屋三平は、末廣生庵の教えをうけて儒學に心を致し、村民の教化につくすところ多きを賞せられ、そのほか牛窓八幡宮神主井上與左衛門・村年寄安左衛門・伊部屋清兵衛・大工傳三郎・同弟子多左衛門らも、それぞれ儒學に志深く善行多きのゆえをもつて褒賞に浴している。ついで同月、和氣郡片上村においても、庄屋六郎左衛門・年寄太郎左衛門・同善兵衛の三人が、學問に勵み善行を積んだとして賞せられ、また十月には和氣郡和氣村庄屋九郎大夫、磐梨郡の醫者木梨玄貞らも、儒學に志あり篤學のものとして賞を賜わっている。これらの事例も、池田光政が領内の庶民の間の學問・教育振興のことに深い關心をもつていたことを示すものといえようが、このような光政の心に早くからいだかれていた庶民教育への關心が、やがて寛文七年（一六六七）、藩の庶民教育施設としての手習所の設立として、まず具體化されるにいたつたのである。

この手習所設立の趣旨については、その後延寶元年（一六七三）二月、前學校奉行津田永忠<sup>②</sup>が各郡の手習所を巡視した際、郡奉行・代官を通じて、各手習所で庄屋・手習師匠・百姓中らに教示した覺書に、次のごとく述べられている。

在々に手習所被仰付御趣旨は、去々年も申聞通り、前々は百姓共の子供、寺へ通ひ手習算用等習候由。尤年長け候者も旦那坊主之教を受候様に有之候處に、近年は師匠坊主少く罷成、其上、神職請に罷成候百姓共は、子供を寺へ遣し候事難仕由、年長け候者も過半寺へ出入仕教をも不請候由、上に被聞召及候。然る時は自今以後御領分にて育ち候民共は、無筆無算、又は人倫の示しを可請様も無之

段、不便に被思召、手習所にて手習算用仕習、又は年長け候者も問々には心掛次第に講釋の一句をも承り、人倫之教をも請候様にと思召ての事に候。（中略）又若し百姓共の子供の内には、手習算用致し習、四書小學之内の文義をも辨へ、人に生れては親へは孝を盡し、御國法に不背、一類和睦し、上を重んじ、奉行代官庄屋等の申付を用ひ、家職の耕作を精を出し候筈と、心より合點仕候者、後々一村に一人宛も有之候は、在々の風俗之益に可成と被思召ての事に候。

（下略）

ここに述べられていることから察せられるように、寛文七年の手習所設立の背景の一つには、光政が、かれの徹底した儒學尊重の立場から、その前年の寛文六年に廢佛政策を強行して、領内の寺院の多くを整理し、それにもなつて多數の僧侶が出走もしくは還俗し、また宗門請も寺請から神職請に移つていつたという事態があり、從來、庶民教育の場としての一應の役割を果たしていた佛寺が、その機能を失うにいたつたことが、これにかわるものとしての手習所設立の意味があつたことも確かに考えられる。しかし光政の意圖には、このような單に佛寺の果たした機能をおぎなうものとしての手習所の設立ということ以上に、この佛寺整理の強行を機會に、領内に畫一的に手習所を設置することによつて、かれがかねてからいだいていた儒教主義にもとづく庶民教育振興の理想を、藩の指導と統制のもとに實現しようとする積極的な強い意圖があつたとみてよいであらう。

かくして寛文七年三月に、まず岡山城下の町人たちの教育の場として、城下の千阿彌町に手習所が創設されたのを最初として、翌寛文八

年中には、領内の各郡に總計一二三ヶ所の手習所が開設されたのである。各郡毎の手習所の數、および、開設當初の頃の生徒（小子と呼んでいる）の數を、藩の記録『郡々手習所并小子事』によつて示すと次のごとくである。

備前國

- 口上道郡 一ヶ所（小子、計一二八）
- 奥上道郡 六ヶ所（小子、計一五九）
- 御野郡 六ヶ所（小子、計一五〇）
- 和氣郡 一二ヶ所（小子、計二〇一）
- 赤坂郡 八ヶ所（小子、計一七八）
- 邑久郡 五ヶ所（小子、計一六七）
- 磐梨郡 一ヶ所（小子、計一七九）
- 口津高郡 六ヶ所（小子、計一三九）
- 奥津高郡 一ヶ所（小子、四〇）
- 兒島郡 一二ヶ所（小子、計一六二）
- 備中諸郡内 四五ヶ所（小子、計六四八）

總計して、手習所一二三ヶ所、小子數二一五一人となる。これによつてみると、手習所は大體五ヶ村に一ヶ所の割合で設けられており、手習所に學ぶ小子の數は、手習所によつてかなりの差異がみられるが、一ヶ所平均約一七人くらいにあたり、最も小子の多い手習所は、備前では邑久郡牛窓村の五三人、備中では淺口郡鴨方村の六一人で、そのほか和氣郡香登村の三九人、津高郡紙工村の四〇人、窪屋郡西郡村の四八人なども、小子の多い手習所として注目される。小子の年齢

は八〜九歳から十四〜五歳の少年が大部分を占めているが、最低は四歳、最高二十六歳のものも含まれている。師匠は、鴨方村の手習所に五人、上道郡久保村および窪屋郡輕部村の手習所に二人であつたほかは、一ヶ所に一人で、その身分は、元庄屋で現在職をやめて隙のある者か、または庄屋の子弟が最も多く、そのほか神職・醫者などであつた。小子たちは手習所へ月のうち十五日間かよい、その教育内容は手習および算用が主であつたが、また折々は孝經・小學・四書などの漢籍の讀書もおこなわれ、この漢籍の講讀には、落校の指圖によつて、落士もしくは、手習所の近傍で儒學堪能なるものが選ばれて派遣され、その任に當つた。

このような手習所が、領内一二三ヶ所にわたつて設立され、多くの領民の子弟がここに學ぶにいたつたことは、當時諸藩において未だその例をみなかつた畫期的な施策であつて、いわゆる郷學の先驅をなすものとして注目されるべきものであり、その教育効果も確かに期待されるべきものがあつたと考えられるのである。

しかし一面、これらの多數の手習所經營のために要する藩の經費も決して輕少ではなかつたことから、やがて寛文十二年（一六七二）光政が隱居して藩政の當面から退き、子息綱政の代になるとともに、藩財政の一般的窮乏とも相まつて、手習所縮少の方針が進められることとなつた。すなわち延寶二年（一六七四）綱政は從來の手習所を改めて概ね一郡一ヶ所を原則とすることとし、次の十四ヶ所に縮少した。

備前國

- 御野郡 上中野村
- 口上道郡 八幡村

奥上道郡	久保村	邑久郡	尾張村
邑久郡	牛窓村	邑久郡	鹿忍村
和氣郡	片上村	磐梨郡	總堂村
赤坂郡	上仁保村	口津高郡	今岡村
奥津高郡	紙工村	兒島郡	北浦村
備中國			
淺口郡	鴨方村	窪屋郡	輕部村

しかし十四ヶ所に縮少されたこの手習所も、更に、その翌年延寶三年九月にいたつて、ついにすべて廢止され、そのころすでに和氣郡木谷村閑谷の地に建設の進みつつあつた閑谷學校に統合されることとなるのである。

## 二

閑谷學校の設立された場所は、岡山城下から東へおよそ三〇料、備前國和氣郡木谷村のうち閑谷の地である。ここには、寛文八年郷中一二三ヶ所の手習所が設置された際、和氣郡内の手習所のうちの一つが置かれていたのであるが、周圍を山にかこまれた土地の環境の幽邃閑靜で學習の場として好適なるを愛した池田光政は、特にこの地を選んで大規模な郷學の設立を計畫し、寛文十年（一六七〇）五月、當時藩の學校奉行（藩校の長）であつた津田永忠に命じて、その經營にあたらせることとなり、同時に、從來の地名であつた延原（木谷村の内）を改めて閑谷と稱した。閑靜なる山谷の意である。かくて寛文十二年には學房および飲室がまず出來たが、この年六月光政が家督を子息綱政に譲つ

て隱居したのを機會に、同十月津田永忠の學校奉行を免じて、閑谷學校の設立、および、郷中手習所のことと専從せしめることとなり、翌延寶元年（一六七三）閑谷の講堂の完成とともに、七月、永忠は岡山から閑谷に居を移して、ひたすら閑谷學校經營のことにあたつたのである。また、この年八月には、木谷村およそ二八〇石の地が「閑谷學問所料」として學校に付せられ、延寶二年には聖堂も出來上つて、九月十一日には光政も親しく聖堂に臨んで禮拜し、終つて講官の進講をきき、更に生徒修業のさまを檢閲している。⑦ また、この年四月朔日には、閑谷學校壁書も定められて講堂に掲げられている。⑧

かくして閑谷學校は次第にその規模を整えてきたのであるが、この翌年の延寶三年に至つて、學校の存続にかかわる重大な問題が起つた。それは、新藩主池田綱政が、藩財政の困窮を理由に、前年手習所を十四ヶ所に縮少したのにひきつづいて、この年、藩の學校（岡山の藩校・閑谷學校ともに）および手習所をすべて、しばらく閉鎖したいとの意向を父の光政に示したことである。

このことについて、この年江戸在府中の綱政が、岡山の光政のもとに申送つた書狀の大意を要約すると、「學校・在々手習所・井田、この三品のついでには多く、とりわけ學校の物入りは極まりなく、いり次第のありさまである。現今士民困窮し、公儀への奉公にも差しつかえるような際に、このような物入りについては世間からとかくの沙汰もあり、大老酒井雅樂頭も必定聞き及んでいと思われる。かような時節に、さような物入りについて、大老から尋ねられた時に、何とも返答に窮する。従つて、今の困窮した財政がとこのうようになるまで、

以上の三品は取り止めるように致したく、御機嫌もはばからず申し上げる。御承知いただきたい。」ということであつた。この綱政の申出に對する光政の返書は、かれの學問・教育についての高い信念と深い愛着がよく示されているもので、およそ次のように述べられている。

一、學校之事、止可被申由、委細承候。學文ノ義、貴殿へ申ほどの者は、何ノやくにも不立、ついゑのみと可申候と存候。しるしをいそき申候心からは左様に申も尤に候。其故近年無心元存候キ。

去年約束御申候上ハ、もはや人々申とも貴殿心中動可申とは不存候キ。然ル所ニ此度之書狀にて驚申候。就其、此中色々思案仕候ニ、とかく御止候テハ貴殿ノ爲大キニ惡、かまいなき者は他より見候處も當世者と可申候段、何より〜我等は迷惑ニ存候。(中略)學文ハ人々上中下共に善事は不申及候。我等不徳にて候へ

共、取立候學校を、貴殿の代に成、間もなく御絶候事、悲しく候。其上、人々心有者ハたのもしくも存ましく候。世間すぎと可申候段、きのとくに候。手前直り候ハ、取立候はんと御申越候。貴殿學きらいハ家中者共皆存ノ外にて候へハ、調申ましく候。其上、勝手直り候ギ、年久事にて候はん間、我等存候ハ、今迄ノ入用大方二千石かと覺へ候。其内五百石御付候て、それにてことゆき候やうに御申付尤ニ候。是も不入事と御思候は、隱居領之内にて五百石可付申候事、ひしと御止候よりハ貴殿ノ爲能らんと存候。此兩様は御心次第に候。

一、井田・手習所ノ事ハ、御心次第御止可有候。閑谷ノ事ハ折紙も御出、其上、少ノ事ニ候間、今迄ノ通御申付尤ニ候。(中略)

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

一、くれ〜只今御止候テ、後年御取立可有と御思候事ハ、中々可成とは不存候。只今ノ分にて少ノ入用御申付、不絶候ハ、貴殿後々學御好候ハ、能成事も可在之候。此中色々思案仕候ニ、此外ハなく候。(下略)

すなわち光政は學問・教育の重要性を説き、そのために要する費用は、まのあたりには冗費のごとくにみえても、やがてはそのしるしのあらわれてくるものである。効果をいそいでではならぬとしましめ、自分がよくやくつくり上げた學校を、貴殿の代になつて早くも絶やすようなことは悲しいことであるといひ、手習所の廢止、井田の普請の中止のことは致し方ないとしても、藩校に關しては、從來の學校領二〇〇石を五〇〇石に緊縮するか、それも不可能ならば、自分の隱居領のうち五〇〇石を學校に付けるようにしてもよいから、今まで通りに存續すること、また閑谷學校についても、前年二八〇石の學校領付與の折紙が出されたばかりのことでもあり、これまた從來通り存續すべきことを強く望んでいるのである。

光政は藩校のことについては、かれの日記の寛文七年三月十二日の條にも、「學校ノ事、我等數年ノ願ニて候間、さほうよきようにじやうじゆ願候」と記しており、藩校の發展に深い愛着をもつていただけに、その藩校の閉鎖など、到底忍び得ぬものがあつたことは察するに難くない。この思いは閑谷學校についても同様であつたであろう。かくして光政の學問・教育に對する強い信念と情熱によつて、藩校は學校領二〇〇石を五〇〇石に節減して存續することとなり、一方、手習所は前記のごとく廢止のやむなきにいたつたが、閑谷學校は、これ

らの手習所を統合したかたちの郷學として存續されることとなつたのである。

こののち延寶五年（一六六七）には閑谷の文庫も出來て、岡山藩の書籍の一部がここに移され、また光政の没後、貞享元年（一六八四）には聖堂の改築がおこなわれて、大成殿と名づけられ、同三年には光政を祀る芳烈祠が、大成殿の東に並んで建立された。次いで元祿十四年（一七〇一）には講堂も改築されて、宏壯なる新講堂が完成し、更に、學校の境域をとりかこむ堅固にして優美な石塀も築造されて、ここに閑谷學校の全貌がほぼ整うにいたつたのである。

### 三

閑谷學校の創設にあたり、藩主池田光政の意圖をうけて、津田永忠（重二郎、左源次）が、もつぱら、その經營のことに努力をはらつたことは前述したところであるが、この津田永忠の管轄のもとで、閑谷學校を經營していくために、どのように機構が整えられていつたのか、その初期の状況については十分明らかでない。

閑谷學校に學ぶ諸生を教える教官についても、のちには教授・讀書師・習字師などの職分が定められるが、このような教官の職分、また、その職名なども、いつ頃から定まつてきたものか、さだかでない。しかし藩の記録（池田家文庫）『留帳』の延寶八年（一六八〇）十月三日の條に、次のような記事がみえる。

一、澤權大夫組結城新之丞・小原善助兩人、閑谷御用被仰付候、津田十次郎指圖次第折々替々、十日十五日程宛、罷越可相勤由、能

勢庄右衛門江御年寄中被申渡、則申渡ス、

是只今迄、市浦清七、（清七郎）閑谷へ折々參、御用相勤候へとも、今程

御廟御用相勤申ニ付、爲代りと、右兩人被仰付候、

とあり、この記事が、閑谷學校の教官のことに關して、現存する最も早い史料であろう。この記事からすれば、延寶八年十月までは、岡山藩の儒臣で當時岡山藩校の教官であつた市浦清七郎（毅齋）が、岡山から折々閑谷學校へ出向いて教授の御用を勤めていたが、この月から、市浦清七郎に代わつて、同じく當時岡山藩校の教官であつた結城新之丞と小原善助（大丈軒）の兩人が、閑谷學校の御用を命ぜられることとなり、津田永忠の指圖に従つて、この兩人が、かわるがわる十日ないし十五日ぐらいつつ、岡山から閑谷へ出向いて教授の御用を勤めることになつた旨が伝えられているのである。すなわち閑谷學校創立當初の頃に教授役を擔當した儒學者たちは、岡山藩校の教官のうちから選ばれて、月のうち十日ないし十五日出張講義し、閑谷に常住はしていなかったようである。

しかし、このような、いわば通勤の教授のほか、常時閑谷學校に在任して諸生の讀書・習字などの指導にあたる讀書師や習字師などの教官が、その頃からすでに幾人か置かれていたであろうことは當然推測される。現存の記録の上では、元祿七年（一六七四）二月に山田藤四郎（剛齋）が閑谷學校の讀書・習字の師を命ぜられ、三月に岡山から閑谷へ引越したことが、『備陽國學記録』にみえるが、閑谷に常住する教官のことを伝える史料の初見であるが、このような閑谷に常住して、日々閑谷學校諸生の訓育にあたる教官若干人が、學校創設當初か

ら當然置かれていたことは確かであろう。山田藤四郎が閑谷學校に常住するようになった當時、恐らく同役であつたと思われるものに佐々木半平なる人物の名が見え、また『備陽國學記錄』の元祿九年八月十一日の條に

一、九鬼左六、今日閑谷へ引越歸ル、

是れ閑谷諸生多二付、歸候様ニ、津田左源太より申來、かくの如し、

とあり、この九鬼左六も讀書師もしくは習字師と考えられるが、その頃、閑谷學校の諸生の數が多くなつたので、津田永忠からの依頼によつて、岡山から閑谷へ引移つて勤務するようになったことが知られる。また「引越歸ル」とあるから、この九鬼左六は、これ以前にも閑谷學校に居住していたことも察せられる。ともかく元祿九年當時、「閑谷諸生多」とみえているから、日常これらの諸生の讀書・習字その他の訓育に従事する教官が相當數、學校に常置されていたと考えざるを得ない。

なお『備陽國學記錄』は岡山藩校のまとまつた記錄であつて、岡山藩校の諸機構や教育の實情、その他藩校に關する主要なる諸事項が記錄され、岡山藩校の事情を知る最も基本的な史料となるものである。閑谷學校についても、この『備陽國學記錄』に相當するような記錄が、當然残されていいてよい筈であるが、散佚したのか、これに類する閑谷學校独自の基本的な史料はほとんど見當らない。ただ寶永四年（一七〇七）に當時藩の學校奉行であつた市浦清七郎が閑谷學問所支配を兼ねて以後、學校奉行が岡山藩校に在つて閑谷學校に關することも

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

總括兼務するようになったので、この頃以後、『備陽國學記錄』の中に閑谷學校に關する記事が若千多く見られるようになる。従つて『備陽國學記錄』は閑谷學校のことに關しても、十分ではないとしても、現存の史料としては最も豊富な内容を藏する重要な記錄であるといつてよく、本稿においても、この『備陽國學記錄』の記事に負うところが多いのである。

閑谷學校において諸生の教育のことに直接従事する教官のほかに、學校經營のための諸雜事を擔當する事務職員としての役人も當然置かれていた筈であるが、この事務擔當の職員のことにも關しても、學校創設當初の頃の様子は、やはり明瞭でない。津田永忠が閑谷學校の經營をほとんど總括專行していた時期には、恐らくまだ、このような職員組織その他の諸機構の面においても、未整備の點が多かつたのではないかと思われる。勿論、津田永忠が閑谷學校の創立以後、池田光政の學校設立の理想を體して、閑谷學校の發展のために力を盡したことは疑いないところであるが、永忠の在世中には、なお未だ學校經營の諸機構の面で、十分はつきりした諸則が固められるまでには至つていなかったのではないかと察せられるのである。

閑谷學校創設期の惣奉行津田永忠は、寶永四年二月五日死去し、このあと同年六月六日付で、當時藩の學校奉行であつた市浦清七郎（毅齋）が、津田永忠の跡をうけて「閑谷學問所支配」を兼ねることを藩主綱政から命ぜられた<sup>⑮</sup>。そして、前述のごとく、この時以後、閑谷學校に關する總支配は、代々岡山藩の學校奉行がこれを兼務するのが常例となつたのである。

なお藩の記録(池田家文庫)實永四年の『留帳』によれば、學校奉行市浦清七郎が閑谷學問所支配の兼務を命ぜられたと同じ日、六月六日に、閑谷の地方山林支配に郡代藤岡勘右衛門と小堀彦左衛門、また閑谷の納米金銀支配に服部圖書と大目付南條八郎が命ぜられているが、これらも、學校奉行が岡山藩の藩校に在りて、閑谷學問所支配として閑谷學校の教育指導のことを兼務していたのと同様に、やはり岡山に在りて閑谷學校の經營・財政等のことを所管していたものであり、閑谷學校の現地に在りし勤務する役人ではない。

しかしまた、同じ實永四年の『備陽國學記錄』に、新たに閑谷學校支配を兼務するようになった學校奉行市浦清七郎が、同年七月、閑谷役人蜂谷猪助・豊島喜左衛門・江田甚三郎・日笠喜三郎・淺野忠左衛門らを、相ついで岡山藩校へ呼び寄せて、種々談合している記事がみえており、ここに「閑谷役人」と記されている人々は、閑谷學校の現地に在りて學校經營の事務を直接擔當していた役人たちであつたと考えられる。そして、市浦清七郎が津田永忠の跡をうけて閑谷學校のことを所管するにあつて、その頃の學校の實狀、ないしは今後の經營方針などを、これら現地の職員たちから聴取し、談合したものと推定される。いずれにしても、このような學校經營の事務を閑谷の現地に在りて擔當する役人が、創立當初から幾人か置かれていたことは當然考えられるところであるが、これらのことも、その詳細については明らかでない。

このように閑谷學校經營の上の諸機構は、殊にその創立初期の頃の様子については、十分それを明らかにし得ない點が多いが、藩主綱政

から繼政・宗政の時代にかけて、漸次、年とともに諸則の整備が進められていつたことは察するに難くないところであり、殊に藩主治政の代、明和年間の頃以後、治政の好學とも相まつて、閑谷學校の諸則の整備は大いに進み、記録の上でも、そのことがかなり明確になつてくるのである。

なお、この間、實永四年に津田永忠が没し學校奉行市浦清七郎が閑谷學問所支配を兼ねるようになって間もない實永六年(一七〇九)に、閑谷學校の經營の維持について重大な事態が再び起こつてゐる。すでにこの前年の實永五年の暮に、江戸在府中の藩主綱政から財政窮乏により「學校御簡略」のことが命ぜられ、藩校・閑谷學校共に、その費用を節減し、下役人等も小勢にすべきこと、また藩校の參校日も一ヶ月六日程にしたらよからうということが仰出されているが、翌六年八月十九日に至つて、學校奉行市浦清七郎・八田彌惣右衛門および郡代藤岡勘右衛門・小堀彦左衛門が評定所に召出され、家老池田刑部から次のことが申渡されている。

- 一、閑谷學校のことは今後郡代の管理下におくこと。
- 一、閑谷學校に所藏される池田光政の御道具および閑谷の書籍は岡山藩校へ移すこと。
- 一、閑谷の建物のうち、講堂・大成殿・芳烈祠はそのまま残し置き、そのほかの食堂・用場(學房)・客舎・米倉・土藏などの類は一切取崩すべきこと。

一、閑谷の役人のうち日笠喜三郎・江田甚三郎のいずれか一人を閑谷番人として残し、他はすべて那方にて相應の役につけるように

すべきこと。

すなわち、この指令は、閑谷學校のうちの主要な建造物である講堂・大成殿・芳烈祠のみはこれを残して、學田・學校林とともに那方の管理下におき、他の學校として必要な諸設備はすべて除去することを命じているものであつて、要するに閑谷學校の學校としての機能の停止が令せられたのである。<sup>⑧</sup>かくて學校奉行（閑谷學問所支配）市浦清七郎は、閑谷を那方に引渡すために、九月四日、那代藤岡・小堀兩氏とともに閑谷へ赴いているが、今やさびれゆかんとする閑谷の地に立つて、市浦清七郎は、その悲哀の感懷を三首の詩に詠じている。その一首に、

蕭條閑谷秋 感興更悠々 鳥鳴驚客意 風動促孤愁 微々洙泗水  
細々洛閩流 四十年來夢 慨然搔白頭

とあり、閑谷學校創設より四十年、その間微々細々ながらもつづいてきた孔子の道、程朱の學の流れが、いまこの地に絶えんとするを悲しむ心の切なるものにあつたことが察せられる。しかし、この間、市浦清七郎ら關係者の熱心なる進言が藩主綱政の心を動かすこととなつたのか、九月八日に至つて急にこの議は取り止めとなり、

閑谷之義、兩御堂（大成殿および芳烈祠）并講堂之外ハ不殘崩シ申様ニ  
と、先日被仰出候所、今日又其儘如以前ニ仕置候様ニと被仰出、  
どの申達しが市浦清七郎にあり、<sup>⑨</sup>閑谷學校はもとのままに存續されることとなつたのである。

閑谷學校は、綱政の代に、さきの延寶三年と、この寶永六年の二度にわたつて存廢の危機に臨んだわけであるが、學問好きで、學校の設

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

立に異常なまでの熱意をかたむけた光政のあとをうけて、光政からはむしろ「學問ざらい」といわれた綱政が、あたかも藩財政の窮乏の中で、目前の藩政には直ちに役立つことの少なく、しかも經費のかさむ學校を、一時的にも閉鎖したい氣持と、一面また父光政の遺業を守り發展させたいという氣持が常に去來して、その處置に迷つていたことは察するに難くない。綱政のこのような氣持のまよいが、兩度とも、最初はかなり強い學校閉鎖の意を示しつつ、さきには父光政の熱望により、この際は恐らく市浦清七郎らの進言によつて、急にまたその意をひるがえす處置となつてあらわれたものであらう。いずれにしても綱政の時代は、閑谷學校創立初期の最も困難な基礎固めの時期であつたといつてよい。

正徳四年（一七二四）綱政が死去し、繼政が家督を嗣ぐが、繼政の時代も、綱政の晩年に引きつづいて「諸事御簡略」の政治がおこなわれ、従つて閑谷學校に關しても、この時期に特別の發展は見られない。しかし、繼政は享保五年（一七二〇）六月、みずから孔子像を畫いて、これを閑谷學校へ納めており、更に寶曆元年（一七五二）九月には光政の肖像を畫き、それに詞書を添えた畫幅を閑谷學校へ納め、また自筆の論語の拔書一卷を藩校へ納めて、「加様之物御納置被遊候は、御子孫様へ之御教化御心持ニ被成御座候由、段々御趣意被仰聞」とあるから、<sup>⑩</sup>繼政が祖父光政の遺業をうけて、教學をおこし、藩校・閑谷學校の發展を願う志をもつていたことは察せられる。

次の藩主宗政の代になると、宗政は更に積極的に學校繁榮の施策を進め、寶曆十一年（一七六一）十二月には、

學校領先年御減免被仰付置候得共、御趣意も有之候ニ付、此度五百石御返し被遊候。

とあつて、藩校の學校領五〇〇石が、宗政の趣意によつて増額されている。藩校の學校領は最初二〇〇〇石であつたのが、延寶三年綱政の緊縮政策によつて五〇〇石に減額されていたが、八十五年餘を經過した寶曆十一年に至つて、五〇〇石を増額、計一〇〇〇石となつたのである。翌寶曆十二年正月五日藩校讀初の日、時の學校奉行河合專堯・市浦直春は、このことに關して校内一統へ次のごとく諭示している。

そのかみ芳烈尊君、學校を御建起被遊、御國政の根本を立、士民の風俗を正させられし御事を、當大君御尊信の餘り、昔年御儉約につ

き止事を得させられず學田御減少のうちに、此度御返し御寄附遊ハさせられ、大夫土の子弟、文武の學術を勵し、風儀正しからしめたく思召候御趣、難有御事、學中の悦び不可過之候。然ル上は、おのゝ益言行を慎み、家道を正しくして、學問を勉め、世上の毀笑なき様ニ有之度候。學房の面々ハ取分、分際をも惜み大切ニして勤學可有之、參校の諸生を教へ、其外志ある人々を教導のつとめ、隨分まめやかに有之度候。(下略)

これは藩校に關することではあるが、宗政の、この學校振興の趣旨は當然閑谷學校にも通すべきものであり、當時、學校の經營振興への氣運が漸く高まりつつあつたことが知られるのである。そして、このような氣運は、次の藩主治政の代に至つて、一層高められてくるのである。

池田治政が父宗政の没後をうけて藩主となつたのは明和元年（一七

六四）で、いまだ十五歳の若年であつた。その後六年、明和七年（一七七〇）二月に、治政は、時の學校奉行市浦清七郎（直春、南竹）以下、和田鐵之丞・三木利左衛門・市浦善作・野田又十郎・岡本次左衛門らの藩校職員たちを従えて、初めて閑谷學校を訪れた。そして、すでに二十一歳の好學の青年藩主に成長していた治政は、親しく學校を視察して、光政の學校創業の高い理想に思いを致し、閑谷學校における士庶の教育に一層の充實振興をはかるべきことについて深く考えるところがあつたようである。

この閑谷學校訪問の翌月、三月十一日に、治政は不意にまた岡山藩校を訪れて、諸生の勉學の様子を視察しているが、この時、學校奉行市浦清七郎を側近く召して、

學校ハ芳烈公（光政）御建立被成、甚御大切之御場所ニ候故、隨分致繁昌候様ニと思召候間、參校之諸生共、行儀宜致、出精候様ニ、隨分心ヲ附可申候。

との意を親しく傳えており、藩校・閑谷學校をあわせて、治政の學校教育振興の熱意の高かつたことを察することができる。このような治政の學校教育振興の熱意のもとで、閑谷學校においても、この明和年間以後、學校の諸機構は、あらゆる面で充實整備され、そして、それが制度的に固められてきたとみられるのである。

#### 四

このようにして、藩主池田治政の時代、明和年間の頃からほぼ明確

になつてきた閑谷學校の機構の大意は、學校の經營および教育上の總轄者としての藩の學校奉行の支配監督のもとで、閑谷學校の現地に在任する學校職員として、閑谷學校に學ぶ諸生の教育に直接關與する教官と、學校經營の事務を主として擔當する事務職員とに分けることができるが、このうち、諸生の教育に直接たずさわる教官としては、教授役が一人もしくは二人、讀書師および習字師（また手習師・水習師とも呼んでいる）が、あわせて凡そ十人ばかり置かれていたようである。これらの教官に對して、一方、學校經營の事務を擔當する役人としては、現地における最上席の事務職員に「見届役」と呼ばれるものが二人もしくは三人あり、この見届役の下で種々の事務を分掌するものとして、御藏方、じかた地方山林方、書物方、筆紙墨方、校厨賄方、作事方、日雇方、山廻り、御番人などの諸職が置かれていた。しかし、これらの教官と事務職員とは、人的に必ずしも判然と分別されていたとは限らず、場合によつては、教授役が見届役を兼ねていたことも間々あるし、また御藏方・地方山林方・筆紙墨方などの役人が、讀書師や習字師を兼務している場合も、しばしば見られた。

また閑谷學校に學ぶ諸生の中でも、特に學業優秀な者が選ばれて、讀書師に雇われているような事例も時には見られる。例えば『備陽國學記録』の文化十年（一八一三）正月十九日の條に、諸生堀田東吾・玖津見大和・服部濤吉・井村四郎、四人とも平日出精仕、殊に讀書師御雇毎々罷出候に付、御料理頂戴被仰付候。とみえているなどは、その一例である。

これらの閑谷學校附の諸職員のうち、その主なるものの職務内容に

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

ついて、今少し詳しく考察を進めてみると、『備陽國學記録』の安永五年（一七七六）六月十九日および同廿二日の條に、當時の閑谷學校に勤務する諸職員について、その職務の内容を示している記事がある。これによつて、まず見届役についてみると、その頃の閑谷學校見届役は難波幾右衛門と淺野忠次郎の兩人であるが、この兩人に共通している職務として、

閑谷兩御堂（すなわち大成殿と芳烈祠）の守護、閑谷惣御用引請、諸道具預り、地方山林・村方御所務等御用、學房其外諸生行儀作法等、諸奉公人勤方吟味横目役、ならびに、御用筋岡山への通達のことと共に、講堂講釋日には講堂へ出勤、また毎日一度習字場を見廻り、役人の勤方等を見分すること、

が擧げられているが、この兩人共通の職務のほかは、難波幾右衛門に對しては、

右之外、校厨見届、作事方掃除方見届役被仰付候。

とあり、また淺野忠次郎に對しては、

右之外、御藏方并地方村方山林方見届御用可被相勤候。

とあつて、校厨方、作事方、掃除方、御藏方、地方村方、地方山林方などの、それぞれこまかい職務の見届に關しては、兩人の間に一應の職務の分擔があつたようである。要するに見届役は、閑谷學校の校務運營上の諸事務を總括し、且つ、閑谷學校附の諸役人の勤め方についての監督者としての地位をも兼ねていたものようである。

そして、この見届役の下に、前記のごとき御藏方・地方山林方・書物方・筆紙墨方・校厨賄方・作事方・日雇方などの諸職を専任して分

擔する職員が置かれているという形式が、閑谷學校運営の事務機構として、大體、明和年間の頃までには整えられてきていたようである。一例として文化十年（一八一三）の閑谷學校における主な職員を列記してみると、

〔備陽國學記録〕の同年の記事より作成）

教授役兼見届役

有吉行藏

見届役

有吉覺右衛門

教授役兼書物方

武元立平

地方山林方・御作事方

万波泰介

御藏方

（兼習字師）

有吉彌一右衛門

筆紙墨方・御日雇方

千原多一郎

御賄方

（兼讀書師）

石野久大夫

ほかに、讀書師として野坂覺太・野坂熊吉・國吉清藏、習字師として國吉清次郎・千原助七らがいたようである。

閑谷學校經營上の事務機構として、このほかに一時「閑谷奉行」という職が置かれていた時期がある。『備陽國學記録』の寛政四年（一七九二）三月十三日の條に、

淺野忠次郎義、數年閑谷奉行相勤居申候處、及老年候に付、閑谷奉行御免被成、御城代支配中小姓ニ御入被成候。數年相勤候に付、御目錄被下候。

とあり、記録の上では、ここに初めて「閑谷奉行」という職名が出てくる。「數年閑谷奉行相勤」とあるから、天明末年か、寛政初年の頃以來、閑谷奉行の職に在つたと考えられる。この淺野忠次郎は、天明

初年の頃までは閑谷見届役を勤めていたもので、その後、天明末年か寛政初年の頃に閑谷奉行という職が新たに設けられて、淺野忠次郎が初めてその職に任ぜられたものであろう。創設の年次を明確にし難いが、寛政元年（一七八九）八月十九日に、當時の岡山藩學校奉行小原彌一郎（善庵）よりの口達として、

閑谷者、格別之御場所柄之義、風儀正敷無之てハ不相叶義ニ候所、近來何となく諸事相緩ミ、御役人も銘々隔々ニ相成候様ニも相聞候ニ付、左之通申渡候。

と述べて、以下、閑谷學校諸役人の綱紀肅正、諸生の學問出精のことについて數ヶ條にわたる訓諭を行なっていることが『備陽國學記録』に見えているので、あるいは、閑谷學校の綱紀の一層の振興をはかる意圖をもつて、この寛政元年から、閑谷現地の總責任者として、閑谷奉行という職が置かれることになつたのかも知れない。

寛政四年、初代の閑谷奉行と推定される淺野忠次郎が老年によつてその職を退いた後、同日（三月十三日）付で、當時閑谷學校の教授役であつた有吉和介（齋齋）が閑谷奉行を命ぜられている。すなわち、

有吉和介義、年來閑谷學校へ相詰、講釋役も相勤候に付、被下來御給扶持ニて學校附士鐵砲格ニ被成、閑谷奉行被仰付候。

と見え、有吉和介が閑谷學校教授役の任はそのまま閑谷奉行となつている。閑谷奉行は閑谷見届役と同じ職の別稱ではないかと一應考えられなくもないが、有吉和介が閑谷奉行を命ぜられた時、別に萬波武兵衛が閑谷見届役を命ぜられているから、閑谷奉行と見届役は、やはり別の職であり、閑谷奉行は、前述のごとく、閑谷學校を現地におい

て統轄するもので、職務の上からは、教授役や見届役の上位にある職目として新置されたものとみてよいであろう。

有吉和介の閑谷奉行としての任は、その後、寛政六年五月に解かれて、有吉和介は再び教授役としての職務に専任することとなり、これに代わつて第三代目の閑谷奉行に難波幾之介が任命されている<sup>②</sup>。この難波幾之介の閑谷奉行在職の期間は十分明らかにし難いが、寛政八年末頃までは在職していたようである。しかし、その頃以後、閑谷奉行という職名は記録の上に再び見られなくなる。

察するに、閑谷奉行なる職は、寛政初年頃から、閑谷學校の現地における校務運営上の總監的な職として新たに設置され、初代淺野忠次郎、二代有吉和介、三代難波幾之介と相承けてその職に在つたが、この閑谷奉行という職が置かれていたのは、結局十年足らずの一時的な短期間でおわり、恐らく寛政八年以後、間もない頃に廃止されたものであろう。

閑谷學校において、直接諸生の教育・指導のことを擔當する教官として、教授役、および、讀書師・習字師が置かれていたことは、さきにも述べたが、これらの教官のうち、まず教授役の職務については、「閑谷學校講釋役、并諸生引請教授役」とか、あるいは「講釋役、并諸生指南頭取」などとも記されていて、要するに、閑谷學校の講堂において行なわれる主な講釋役を擔當するとともに、閑谷學校諸生の教育全般について、總轄指導者としての責任を付與されているものである。常時一人ないし二人が教授役として置かれており、學校創設當初の頃は、さきにもふれたごとく、一月のうち十日ないし十五日の間、

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

市浦毅齋・小原大文軒・結城新之丞らが、岡山の藩校から閑谷學校へ通勤して教授役をつとめていたようである。その後、寶永末年から正徳初年の頃（一七一〇年前後）閑谷學校教授役であつたと推定される日笠喜三郎について、『備陽國學記錄』の寶永七年正月十一日の條に、「日笠喜三郎、年頭禮ニ當六日、自閑谷出、今日歸ル」と見えているから、日笠は當時閑谷學校の現地に居住していたことが察せられる。正徳の後、享保年間から寶曆初年の頃にかけての様子は判然としないが、寶曆十三年（一七六三）に有吉和介が閑谷學校教授役となつて以後は、少なくとも教授役のもの一人は、閑谷學校の現地に在任することが慣例となつたようである。

しかし、その後も岡山藩校から通勤する教授役の者もなくなつたわけではなく、殊に、閑谷學校の校運の大いに振興された池田治政の時代、明和・安永期の頃には、閑谷常住の教授役二人のほかに、岡山の藩校から一月のうち十五日間、閑谷へ通勤する教授役があつたようである。すなわち、明和七年（一七七〇）には、閑谷常住の教授役として有吉和介・淺野定次郎の二人がいたが、同年十月、更に鷹取瀬介が、一ヶ月十五日閑谷へ参り、學房ニ居住、有吉和介ニ申談、勤學可有之候。（中略）且又、月次之講釋、和介當病等ニて不參之節は、臨時ニ講釋可被相勤候。

と命ぜられ、この鷹取瀬介の閑谷への通勤教授役は明和七年から安永五年（一七七六）までつづけられている。そして、安永五年六月に杉本佐七がこれに代わつている<sup>③</sup>。その後、幕末に近い頃にも安政六年（一八五九）五月から文久元年（一八六二）二月かけて、下野秀太郎（閑雲）が

「閑谷諸生教授役通勤」を仰付られている。<sup>④</sup>

なお又、文政初年頃から「教授役助」あるいは「教授添役」という職名が見られる。文政四年（一八二二）の頃、閑谷學校の教授役としては、近藤善介・横山忠右衛門の兩人がその任に在つたが、『備陽國學記録』の同年五月十七日の條に、

千原多一郎義、閑谷御書物方并教授役差合候節、助相勤候様、被仰付候。

とあり、ここに初めて「教授役助」の職名が見られる。當時、千原多一郎は、閑谷學校の御作事方でもあり、御作事方を勤めつつ教授役助（并に御書物方を兼帯したものである。その後、文政十一年には有吉太郎三（御藏方）が、千原多一郎に代わつて教授役助となつてゐる。また『備陽國學記録』の天保七年（一八三六）正月廿一日の條には、

有吉讓介、年來學業出精、致上達候ニ付、教授添役被仰付候。秋山太郎左衛門申合、可相勤候事。

と見え、當時の閑谷學校教授役秋山太郎左衛門の下で、有吉讓介（謙齋）が「教授添役」を仰付られている。恐らく「教授役助」と「教授添役」とは別の役職ではなく、同じ役職の異稱とみてよいであらう。

なお教授添役有吉讓介は天保十年頃には教授役に昇任している。その後、文久元年（一八六一）頃から元治元年（一八六四）頃にかけて、閑谷學校教授役山本源大夫の下で、教授役助として有吉覺彌の名が見え、更に明治二年には千原助之丞、明治三年には星島良平・中村新次郎・武元文仲らが閑谷學校教授役助として、その名をたらねている。

閑谷學校の創立以後、明治三年の學校閉鎖に至る間、閑谷學校の教

授役を勤めた人、および、その各々の在職期間等については、明細に書き留めた記録が傳わらず、そのすべてを明らかにすることが出来ないのであるが、殘存する史料から知り得る限りで、閑谷學校の教授役を勤めた人々を（通勤教授役および教授役助をも含めて）擧げてみると、大體、次のごとくである。

市浦清七郎（延寶八年以前）通勤

結城新之丞（延寶八年）通勤

小原 善助（延寶八年）通勤

日笠喜三郎（寶永・正徳頃）

有吉 和介（寶曆十三年～寛政十二年）

淺野定次郎（明和七年～安永六年カ）

鷹取 瀬介（明和七年～安永五年）通勤

杉本 佐七（安永五年）通勤

山本銀次郎（安永六年～天明七年頃）

萬波甚太郎（天明七年四月～十一月）

萬波勤次郎（享和元年）

有吉 行藏（文化三年～文政三年）

武元 立平（文化十年～文政元年）

近藤 善介（文政三年九月～十二月）

横山忠右衛門（文政三年～天保五年）

千原多一郎（文政四年～同十一年）教授役助

有吉太郎三（文政十一年）教授役助

秋山太郎左衛門（天保五年～同十一年）

齋藤萬三郎（天保五年〜同六年）

有吉 讓介（天保七年〜安政五年）

下野秀太郎（安政六年〜文久元年） 通勤

山本源大夫（文久元年〜明治元年カ）

有吉 覺彌（文久元年〜元治元年頃） 教授役助

横山松三郎（明治二年〜同三年）

千原助之丞（明治二年〜同三年） 教授役助

藤田恕一郎（明治三年）

星島 良平（明治三年） 教授役助 通勤

中村新次郎（明治三年） 教授役助 通勤

武元 文伸（明治三年） 教授役助

以上のうち、最も長期にわたつて教授役を勤めているのは、有吉和介（藏齋）であつて、寶曆十三年から明和・安永・天明年間を経て寛政十二年に至る、實に三十八年の長きにわたつてその職に在り、その間、閑谷學校の校風の最も振興された時期をつくり出した。有吉和介に次いで、その子有吉行藏（華峰）の文化三年から文政三年に至る十五年、横山忠右衛門（思齋）の文政三年から天保五年に至る十五年、有吉讓介（謙齋、和介の兄、十介の孫）の天保七年から安政五年に至る二十三年などが、長期にわたつて教授役を勤めた人として擧げられる。

殊に、閑谷學校がその全盛期を迎えるようになった明和・安永・天明期の頃以後、幕末期にかけて、閑谷學校に近い地元かきの村である和氣郡働村の大庄屋であつた有吉家一門の中から、有吉和介・行藏・讓介と、相次いで閑谷學校の教授役を出し、しかも、歴代の教授役の中で

も、この有吉家の三人が、いずれも特に長期にわたつて、その職に在り、閑谷學校の教育の上に、有吉家の人々が極めて深い關係をもつたことは、注目に値することといつてよいであらう。

讀書師および習字師は、教授役の下にあつて、教授役を輔佐して、閑谷諸生の教育を最も身近に擔當する教官で、日々、習字所あるいは習藝齋に出勤して、諸生の讀書ならびに習字についての指導に當つたものである。讀書師・習字師あわせて、大體、數人ないし十人ばかりが置かれていたようである。

そして、この讀書師および習字師は、前掲の文化十年の閑谷學校職員の場合にも見られるように、讀書師または習字師として専任の者もあつたが、地方山林方、作事方、御藏方、筆紙墨方などの事務を擔當している職員が、同時にまた、讀書師もしくは習字師を兼帶している場合が多く見られるのである。また讀書師・習字師は概ね閑谷に常住勤務すべきものであつたが、教授役に岡山の藩校からの通勤教授役のものが時にはあつたのと同様に、讀書師や習字師にも、一月のうち何日間か日限を定めて藩校から通勤しているものも間々あつたようである。

閑谷學校の現地における校務運営の機構、職員の組織などは、大略以上のようにあつたが、閑谷學校の教育に關する最高の責任者として、これを總轄指導すべき任を負っていたのは、寶永四年以來、岡山藩校の長たる學校奉行であつた。従つて、閑谷學校における例年の主要な行事である春正月の讀初の儀、および、秋八月の釋菜には、學校奉行は、その儀式の主宰者として、必ず閑谷に出張して、その儀を執

り行ない、また、それ以外のときでも、折々は閑谷學校における教育の状況を檢分するために現地に赴いて、諸般のことについて教示し指導する義務があつた。

五

閑谷學校の入學規則、および、入學後における生徒の課業規則について、その大體を要約して書き記している最もまとまつた史料といひ得るものは『備陽國學記錄』の文化十一年（一八一四）四月十四日の條に載せられている記事、すなわち、この日、丹後田邊藩主牧野豊前守からの照會に答えて、當時閑谷學校の教授役であつた武元立平（君立）が記録した閑谷學校の諸則である。これと同文の記録は、池田家文庫の中に他にも書寫されているものがあり、また『閑谷學史』（明治二十四年刊）『閑谷讀本』（昭和六年刊）『池田光政公傳』（昭和七年刊）『岡山市史』第三（昭和十二年刊）などにも載せられているが、この諸則の中から主要なる諸項を抜き出してみると、

- 一、民間の子弟入學致度者は、其願書、家主名判、村役人奥書にて見届、教授當にて指出させ、岡山學校惣奉行聞届之上、學房相渡し校尉支度等申付る。家中子弟入學も、願書右兩役當差出させ、同様取計之事。

- 一、近村入學日通のもの、是又願書指出させ、聞届之上、習字所・講堂へ出席せしむ。

- 一、他領より入學願のものは、領内縁家又は由緒有之もの、一ヶ年限引受、民間逗留願書郡方へ指出させ、引受主より入學願出さし

む。

- 一、學派は國學之通、純粹朱説を守る。（國學は藩校のこと）

- 一、諸生素讀は孝經・小學・四書・五經、追々左・國・史・漢と讀せ、五經讀掛りし比より、小學講習致させ、夫より四書研究、其力に應し、五經・左傳・歴史・諸子・賢傳等、會業相定め、尤民間子弟多くは習字・素讀而已にて退校、農業致さしむる故、専ら孝悌忠信之道を着實に講究致させ、實行を本として、俊秀のものは其餘力を以て、博文に導き、詞章にも及ぼさしむ。

- 一六 四時より講堂出座、講釋終、習字所九ツ半時まで習字・復讀。

- 二七 四時より習字所出座、習字清書、復讀九ツ半時まで。

- 三八 四時より習字所、習字・新讀九ツ半時まで、八ツ時より習齋出席。

- 四九 四時より習字所、習字・新讀九ツ半時まで。

- 五十 休暇、浴。

- 右日課之外、諸生の望に應し、教授・讀書師自宅にて會讀を修し、五十休日の外、毎日七ツ時より一時休憩、其餘は朝六半時より夜四時迄、會業寸暇なき様勉勵せしむ。

- 一、講堂講釋、一六之日、四書循環に教授役之を勤む。

- 一、毎月朔旦、習藝齋にて白鹿洞揭示講釋、讀書師・大生等、輪番二講す。

- 一、朔日、習字所にて文字札取らしめ、其讀書・記憶の力を試む事、岡山學校に同じ。

一、習藝齋三八の日講釋、五經并賢傳類、讀書師輪番に相勤、次に大生講習一座つゝ、小生試讀一人つゝ、修業。

一、習字所、日々教授見届、讀書師出勤、小生習字・讀書、大生讀書共致させ、尤讀書は竹圍に諸生名前書付、讀書師へ分配致し、其人數呼出し、二人つゝ、授讀せしむ。

一、學房一局々々、大生・小生見合、四五人程つゝ、一所に差置、每局大生一人頭分相極、諸事取締り致、并小生句讀をも授く。

一、諸生讀書、教授・讀書師家々にて、月に十二度つゝ、會業相極、四人つゝ、順番に授讀せしむ。

一、一之夜、教官宅にて六ツ時より一時之間、諸生試讀致させ、小學・四書・五經、各三四人つゝ、一組にて讀合致、忘字間違互に正し合、甲乙に隨ひ席順を定む。

一、二之日詩會、月に三度宿題出し候事。

一、毎月十五日、文會を開く。

一、習字・學業格別出精のもの、年末に相改、教授役・見届役より岡山學校惣奉行へ申達、爲賞賜、銀子及び書籍を下賜す。

一、文庫之書籍、諸生望次第、之を貸與す。

大體以上のような項目が掲げられている。

ところで、このような諸則が閑谷學校で制定されたのは、いつであつたのか、その點ははつきりとは判らない。『池田光政公傳』や『岡山市史』に、延寶二年四月朔日制定の「閑谷學校壁書」のあとにすぐつづけて、この諸則を載せていることから、この諸則も、壁書と同じ日の制定と受けとられている場合が間々見うけられるが、これは誤解

である。『閑谷疊史』にも、この規則は學校創立當初のものではなく、後年に定められたものであるが、その年時を詳らかにし得ないと

註しているが、内容から推考して、藩主池田治政の代、明和七年（一七七〇）を溯るものでないことは確かである。それは、ここに記されている諸項目のうち、月のうち一日・六の日に講堂で教授役によつて行なわれる四書の講義（月次の講義という）、および、三日・八の日に習藝齋で行なわれる五經等の講義が、このようなはつきりとしたかたちで行なわれるようになったのは、明和七年からと推定されるからである。石川謙博士も、その著『近世の學校』の中で、この閑谷學校の「課業規則」の制定された時期を考えて、「おそらく明和七年十月十六日のことであろう」としておられるが、石川博士が特にこの日に限定された根據は、おそらく『閑谷讀本』に附録されている「閑谷學校史年表」の明和七年の條に「十月十六日、教科を更張し、習藝齋に一ヶ月六次講書の學を起し、督學市浦清七郎より吏員へ旨を傳ふ」とある記事にもとづかれたものと思われる。この年表の典據と察せられる『備陽國學記錄』の十月十六日の條の記事を見ると、たしかに、習藝齋における一ヶ月六次の講書、講堂における月次の講書開始に關連した記事が掲げられており、この頃から、これらの講義が新たに始められるようになったといふことはいい得るが、しかし、この日をもつて「課業規則」制定の日であるとまで推定する根據は見出せないように思われる。結局、この閑谷學校の諸則は、その制定の年月日まで不明確にすることは不可能であるが、大體、明和七年以後、間もない頃のものと考えすることは可能であろう。

この諸則のうち前段の三ヶ條は入學規則であるが、これによつて、閑谷學校の入學者は、庶民の子弟を主體とするものであるが、家中の武士の子弟、また他領のものも、希望により入學できたことが知られる。そして入學者は大體校内の學房に寄宿するのであるが、學校の近村のものは「日通い」として自宅から通學することもできた。入學者はこれを總稱して諸生と呼んでいるが、諸生のうちを大生と小生とに分けている。大生は元服の者であつて成年に達した者、小生は元服以前の少年であつた。なお、他領からの入學者については、領内の縁家または由緒ある者が「一ヶ年限引受」、民間逗留願を郡方へ出し、引受主から入學願を出すと記されているが、後には「一ヶ年限」ではなく數年在學している者も見られる。例えば、『備陽國學記錄』弘化三年（一八四六）八月廿八日の條に、

大鳥慶太郎

三年前入學致、幼年ニ候得共、無懈怠相詰、格別ニ學問出精致候ニ付、爲御賞、詩經集註壹部被下候。

とあるが、この大鳥慶太郎は、後に幕臣となつて、維新の際、榎本武揚とともに箱館五稜郭を守つた大鳥圭介で、播磨國赤穂郡の人であるが、弘化三年當時すでに在學三年に及んでいる。幕末の頃には一年限りという年限がゆるめられたのか、あるいは、一年限りというのは、引受人が一年毎に願を更改すればよかつたのかも知れない。

閑谷學校の諸生の數が、年々どのくらいあつたのか、これを明らかにし得る史料は極めて乏しい。まとまつた史料の傳わるものではなく、たまたま二三の記錄に書き留められているのが散見されるのみであ

る。そのような記録の一つに、幕末の熊本藩士横井小楠の書いた『遊歴聞見書』がある。横井小楠は嘉永四年（一八五二）諸國遊歴の途上、閑谷學校に立寄つているが、その時の様子、および、その印象を、次のように記している。

閑谷學校にも參り拜見仕候。御城下（岡山）より八里位東に當り候深山之内に御建方に相成申候。是は烈公（光政）御廻在之節、此地に御出被成候處、深山幽谷、誠に澄心至極之地にて、御家中若者共學業無類の處と御見立被成、學校御建方被成、閑谷と名をも御付に相成申候。（中略）江戸聖堂之外は天下に如此壯麗之學校は有御座間敷被存候。其内、講堂之側に三疊二間・四疊半の間有之。是は君侯御出之節御休息の所にて御座候。殊之外夷略なる普請にて、柱はふしある末木之様にて、先き細りを其儘荒かんなにて用ひ、天井は矢箆竹にて御座候。是は烈公御代のもの、由に御座候。美麗無限學校に、御居間は右之通に有之候は、誠に感入申候。（中略）烈公思召にて以前は岡山より諸生參り詰め居り候得共、當時は左様の事無御座候。近村之郷士・醫生、又は他國のもの十輩計りも察詰めいたし居候。尤岡山より教官一人、外に諸役人參居申候て、彼是之世話仕候。

この聞見記からみると、嘉永四年當時の閑谷の諸生は、十人ばかりのものが在寮していたということ、あまり多くはなかつたようであるが、このほかに日通いの諸生もかなりいたと思われるので、實數はやや上廻るであろう。嘉永四年當時は、『備陽國學記錄』にも、「近來讀書師人少」と記されているから、やや低調な時期でもあつたのであ

ろう。嘉永五年正月に、閑谷の諸生で年來怠りなく勉學に勵んだものとして褒賞されている者に、播州下伊勢村岩田泰藏、和氣郡南方村嘉三郎、同南方村岩藏、同下田土村佐介、同井田村徳三郎、兒島郡田井村梅太郎、同大崎村武太郎、邑久郡鹿忍村基作の八人の名が擧がつてゐるので、これらの人々が、横井小楠が訪れた頃の閑谷の諸生のうちにいたことになる。なお當時の閑谷學校教授役は有吉讓介である。

この『遊歴聞見書』の記事のほかには、『備陽國學記録』の文久二年（一八六二）九月十二日の條に、

御國中之民并近國他藩之者共迄、入學相頼、當時は諸生共、三十人計ヲ、限と相定、日夜學問修行仕候。

と見えてゐるので、この頃は、ほぼ三十人が閑谷諸生の定員であつたと思われる。ただし、これは校内の學房寄宿者の人員であつて、日通いの諸生の數は含まれていないのかも知れない。なお、さきの『遊歴聞見書』には、嘉永四年の頃には岡山藩の家中の武士の子弟の入學者はなかつたような記述がなされてゐるが、『備陽國學記録』の慶應元年七月三日の條には、このころ藩の文武總督であつた池田兵庫から「左之面々へ閑谷入學修行被仰渡有之」として、藩士の子弟八人、岩井虎助・勝部英二・村上勇次郎・小原大藏・河上市之丞・野間八太郎・加藤寅次郎・草加五郎右衛門の名を擧げ、「右三ヶ年閑谷へ罷越、修行可致旨被仰付、尤壹人御扶持ツ、被下」とあつて、藩からの命令として三ヶ年閑谷學校へ入學修行が仰付られ、その學費として各人に一人扶持が支給されている。池田兵庫は、前年の元治元年（一八六四）正月に、岡山藩の文武振興の趣意によつて新たに置かれた文武總督に

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

任ぜられ、慶應元年三月に文武總引受岸織部とともに、閑谷學校の檢分に赴いているが、この時、池田兵庫は閑谷學校の修學の場として好適なるを知つて、藩士の子弟のうちから前記八人の者を特に選んで、閑谷學校に入學せしめたものであろう。

その後、明治元年（一八六八）當時の閑谷諸生の名簿の書寫されたものが、池田家文庫の『慶應四戊辰漫録』と題する記録のうちに收められており、これによれば、この年の閑谷學校の諸生は、すべて五十四人で、かなり多い。そして、この五十四人のうち、藩士の子弟が十五人、領内庶民の子弟が三十九人、そのうち九人が日通いの諸生なので、四十五人が學房の寄宿生であつたことになる。なお、この年には、他領からの入學者はみられない。

右のような閑谷學校入學の諸生の具體的な數字の出てくる史料は、嘉永四年以後の幕末期のものばかりで、それ以前の時期の入學者の實數を知り得る史料は見當らない。ただ『備陽國學記録』の記事の中に、元祿九年には「閑谷諸生多」とあり、實曆十三年に「當時閑谷御人少ニ付」と見え、文化十五年には「近來諸生多候」と記されていることなどによつて、そのころの閑谷學校の大體の様子を察し得るだけである。しかし、さきに擧げた幕末の頃の數字から推して、それ以前においても、大體これに近い人數、すなわち、三〇四十人から五〇六十人くらいのところを上下してゐたと推定してよいのではないかと思われる。

## 六

次に、閑谷學校における諸生の教育が、どのような教則のもとで、日々どのように行なわれていたかということであるが、この点についても、學校開設初期の頃の課業の様子は史料の欠如のため、はっきりとは判らない。しかし、前掲の課業規則によつて、閑谷學校の教育活動が最も充實した機構と内容をもつて行なわれていたと推定される明和・安永期から文化・文政期にかけての頃を中心とした課業の状況はほぼ明確に知ることができる。

まず閑谷學校における學風の根本については、岡山藩校と同様に「純粹朱説を守る」といつている。これは、藩校や閑谷學校が設立された寛文ないし延寶年間の頃には、設立者である藩主池田光政自身の學風が、かつて中江藤樹や熊澤蕃山の影響をうけた陽明學から、むしろ朱子學にかたむいており、秀れた朱子學者であつた市浦清七郎（毅齋）や小原善助（大文軒）らが藩に招聘されて、岡山藩校初期の教授役となり、また、かれらが創立期の閑谷學校へも教授役として出講していたのであるから、藩校および閑谷學校の學風の根本が、創立のはじめから朱子學の學流であつたことは當然で、この傳統は、その後も遵守されたのである。

藩主宗政の代、寶曆十二年正月五日、藩校讀初にあつて、時の學校奉行河合專堯・市浦直春（毅齋の孫）が、藩校の職員・諸生一統に訓諭を與えていることはさきにもふれたが、その訓諭の文の中にも、「學業程朱を宗とする事勿論にて」と述べられており、また文化十年閏十一月、伊豫松山藩主久松氏から岡山藩の學校の模様について照會があつたのに答えた返書の中にも、

## 一、學流 朱子學

當時朱子學と唱候にも、様子模様も御座候得共、當校ニ而は、正旨純粹ニ相守、他説を交候義、無御座候。

と記して、岡山藩の學校における學流は、正に純粹の朱子學説を墨守していることを述べている。<sup>④</sup>「純粹朱説を守る」ことは、藩校においても、また閑谷學校においても、その創設期以來の一貫した學風の根本であつたといつてよい。

諸生に對する教育内容については、一般諸生に、まずすべて課せられたのは習字と、孝經・小學・四書・五經の素讀で、次いで、左國史漢、すなわち左傳・國語・史記・漢書などの中國の史書にも及んだ。この一般諸生にまず課せられる習字・讀書は、休日である五の日と十の日を除いて、毎日四ツ時（午前十時）から九ツ半時（午後一時）まで習字所において、習字師および讀書師の指導のもとに行なわれたが、このうち一の日と六の日の四ツ時から、教授役による講義が講堂であり、講義の教材には四書（大學・中庸・論語・孟子）が順次とりあげられることになつていた。また三の日と八の日には、八ツ時（午後二時）から習藝齋で五經（易經・書經・詩經・春秋・禮記）および諸賢傳の類の講義があり、これは讀書師が輪番で勤めた。そして、その講義が終つたあとで、大生の一グループずつの研究討議、小生一人ずつの試讀が行なわれた。以上が一般諸生がまず受くべき必修の日課で、殊に近村からの日通いの諸生である民間子弟の多くは、これで下校するのが普通であつたようである。閑谷學校が、ここに入學する諸生のうち、一般庶民の子弟に求めた課業は、原則として大體この程度のものであつたよう

で、寛政元年（一七八九）八月十九日、藩の學校奉行小原彌一郎が閑谷學校に示した諭達の中にも、<sup>⑧</sup>

入學之諸生も多ク在中之者義、詩文之義ハ勿論、書籍等も格別博く相讀候義ハ當用ニ無之義、四書・小學等講釋承り、素より銘々講習等も出精致し、隨分作法正く相守、高慢ニ不相成様相心得、村方手本ニも相成候様有之度候。

と述べていることにも、藩が閑谷學校諸生の多クを占める一般庶民の子弟に求めたものの大體を察することができる。

しかし、前掲の諸則の中にも、「民間子弟多くは習字素讀而已にて退校、農業致さしむる故、専ら孝悌忠信之道を着實に講究致させ、實行を本として」といいつつ、一方でまた「俊秀の者は其餘力を以て博文に導き、詞章にも及ぼさしむ」といつているように、庶民の中でも俊秀の才能を有する者や、藩士の子弟の入學者などに對しては、より高度の教育も與えられたことは確かである。すなわち、小學・四書についての、より深い講習、更に、その力に應じて五經・左傳以下の史書・諸子百家の書などの講習にも進み、殊に學校に寄宿している諸生は、前記の一般的な日課の外に、朝は六ツ半時（午前七時）から夜四ツ時（午後十時）まで、七ツ時から一時（午後四時から六時まで）の休憩時間を除いて、寸暇なく勉強するようにといつている。

『備陽國學記録』の安永七年（一七七八）二月九日の條に次のような記事が見られる。

閑谷學校之諸生、和氣郡北方村和七郎悻和五郎十貳歳、同次男勇次郎九歳、右兩人講習等致候趣相達御聽、呼寄、御後園江召連罷出候

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

様ニ、先達而市浦善作へ被仰付、今日召連罷出候處、兩人共、於御前小學講釋被仰付、和五郎義ハ手跡達者ニ仕候趣も被爲及聞召、於御前、大字御書せ被遊、右相濟、御有合被遊候御品之由ニ而御紙包壹つ宛、御菓子壹包宛頂戴被仰付候。

この記事は、安永七年當時閑谷學校の諸生であつた和氣郡北方村の大庄屋和七郎の長男和五郎（十二歳）・同次男勇次郎（九歳）の兩人が、藩主池田治政から特に召されて、御後園（現在の後樂園）において治政の御前で、小學の講釋を行ない、また和五郎は手跡も達者であるということで一紙の書もかき、賞賜されたことを傳えているが、この二人のうち兄和五郎は、長じて文人・書家として名をなし、頼山陽らとも親交のあつた武元登々庵であり、弟勇次郎は、後に閑谷學校の教授役にもなつた武元立平（君立）であつて、この幼き日の武元兄弟などは、閑谷學校に學ぶ民間子弟の諸生のうち、まさに俊秀なるものの典型であつたといつてよからう。また同書の嘉永元年（一八四八）十二月十五日の條に、やはり閑谷學校に學ぶ庶民の子弟である津高郡辛川村の順作という者が「當二月入學仕、已來始終相詰、毎朝未明より起、夜分ハ深更迄、讀書聲相止不申、誠二人並ならざる勉強仕」として、教授役有吉讓介より褒賞されているが、これなども文字通り寸暇なく勉強に勵んでいる諸生のあることを傳えているものとして注目される。

このような熱心なる諸生の希望を満たすために、課外に教授役や讀書師の宅で讀書會なども行なわれているし、更にまた、月に三度、二の日には詩會、十五日には文會も催されて、詩文の才のある者が、その才を磨きのばし、それを発表する會合も定例にもたれていたよう

ある。

閑谷學校における教科・教育の諸則が、大體このようなかたちに整備され充實されるようになったのは、前述のごとく、好學の藩主池田治政の治世下においてであつたと推定され、殊に明和七年（一七七〇）には、教育機構について大きな革新が行なわれているのである。そのうちの主なるものの第一が、「月次之講釋」と呼ばれ、一ヶ月に六度、閑谷學校講堂において教授役によつて行なわれる四書の講義の開始であり、第二が、習藝齋において、同じく一ヶ月六度の五經・小學等の講義が開始されていることである。

講堂における月次の講釋がはじめられたのは、この年の十月中のことであつたと思われる。それは『備陽國學記錄』の明和七年十月十六日の條の記事に、「閑谷月次之講釋出席之面々」として、講者有吉和介のほかには萬波夫兵衛・鷹取瀬介・淺野忠次郎・同定次郎・萬波市大夫の名を挙げ、「右出席之面々其外聽聞之面々共、名元度々帳面ニ記し置可申事」とあり、また同日の別の條に、

閑谷二月次之講釋初り候間、富山藤一郎初、其外御奉公人志有之者ハ、勝手次第御用之透々ニ聽聞ニ罷出候様ニ、無屹御申移置可有之候。

ともあり、この後、月次の講釋は、月のうち一の日と六の日に、六度行なわれる例となつているから、この十月十六日か、あるいは二十一日ごろが、月次の講釋の始まつた日であつたかと思われる。そして、このとき講義を行なつた最初の講者は閑谷學校教授役有吉和介（藏器）であつた。習藝齋の講書は、前記のごとく三日と八の日に、やはり

月六度行なわれることとなるが、これも、その初回の講義は恐らくこの年の十月中であつたと推定され、講者は鷹取瀬介、講義に用いられた書物は小學であつたことは確かである。<sup>⑥</sup>

講堂における月六回の月次の講釋は、以後閑谷學校における課業のうち最も重視され、この講義には閑谷學校に學ぶ諸生の全員は勿論、讀書師・習字師らの教官、見届役以下事務職員も全員出席し、そのほか山廻り・番人以下の諸奉公人たちも、前掲の記事に述べられているように、志あるものは御用の透々に聽聞に出るようになつた。

治政は、この閑谷學校における月次の講釋を餘程重視していらしく、これの始まつた翌月の十一月十一日には、「閑谷月次之講釋初り候ニ付、右爲見聞」として藩校の教授役和田鐵之丞を閑谷へ派遣し、翌明和八年正月廿一日の月次講釋には、學校奉行市浦清七郎（直春）を遣わして檢分せしているが、その後、かなり長年にわたつて、毎月もしくは隔月に一度、閑谷の月次講釋檢分のため、藩校から學校奉行か、上席の教授役を遣わして、講義の席に列せしめている。

以上のように、閑谷學校講堂における一ヶ月六次のいわゆる「月次之講釋」、習藝齋における同じく一ヶ月六次の講書の制は、明和七年冬から、その制がととのえられたと考えられるが、このほかに毎月朔旦、習藝齋で行なわれた白鹿洞揭示の講釋は、學校開設初期の頃から行なわれていたらしい。白鹿洞揭示とは、朱子が、その書院「白鹿洞書院」に掲げていたところの學規であつて、内容は次のごときものである。

父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、

右五教之目、堯舜使契爲司徒敬敷五教、卽此是也、學者學此而已、而之所以學之之序、亦有五焉、其別如左、

博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之、

右爲學之序、學・問・思・辨四者、所以窮理也、若夫篤行之事、

則自修身、以至于處事接物、亦各有要、其別如左、

言忠信、行篤敬、懲忿、窒慾、遷善、改過、

右修身之要、

正其義、不謀其利、明其道、不計其功、

右處事之要、

己所不欲、勿施於人、行有不得、反求諸己、

右接物之要、

すなわち、この揭示の中に、朱子の學說を簡明に示したとされているものである。

前掲の閑谷學校の諸則には「毎月朔旦、習藝齋にて白鹿洞揭示講釋、讀書師・大生等輪番に講す」とあるが、横井小楠が『遊歴聞見書』の中で閑谷學校のことについて述べている箇條に、

月に六度、近村の百姓講堂に罷出、講釋を聽聞仕候。此講釋は烈公御代よりの事にて、白鹿洞揭示を繰返し仕り、今以相替不申候。

と記されている。しかし、この『遊歴聞見書』の記事には、小楠の傳聞の誤りがあり、閑谷講堂における月六度の「月次之講釋」と、毎月朔日の朝、習藝齋で行なわれる「白鹿洞揭示」の講義とが混同されているようである。月次の講釋は明和七年から始められたものであり、その

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

内容も白鹿洞揭示ではなくして、四書の講義である。且つまた、いかに近村の百姓といえども、一般の百姓が、一月のうち六度も學校へ出かけて講釋を聽聞するような餘暇があつたとは考えられないし、藩においてまた、それ程までのことを一般の百姓にまで求めはしなかつたであろう。従つて、近村の百姓が閑谷學校に出校して白鹿洞揭示の講釋を聽聞するというのは、毎月朔旦の習藝齋での講釋であつたと解するのが妥當であろう。そして更に『遊歴聞見書』には、この講釋は烈公すなわち光政の時代からのこととしてゐるが、白鹿洞揭示の講釋が岡山の藩校で毎月朔旦に行なわれるようになったのが元祿十五年（一七〇二）十一月朔旦からであるとされているから、閑谷學校の場合も、大體これに近い頃からのことと考えるべきであろう。

なお閑谷近村の百姓たちに對する訓諭は、このような毎月朔旦に學校で白鹿洞揭示の講釋をきくことのほかに、また別の方法でも行なわれていたようである。『備陽國學記錄』の寛政八年（一七九六）十一月廿四日の條に載せられている學校奉行長谷川庄大夫から閑谷奉行難波幾之介らへの示達によると、

兩谷（閑谷と和意谷）<sup>①</sup>之義は、御場所柄ニ而も有之、格別ニ御下作人共迄、並々よりも人柄宜無御座候而は不相濟事ニ存候。依之、兩谷江、芳烈公在中江村々役人共讀聞候様被仰出候御教書之寫、一冊宛指出申候間、一ヶ月一兩度宛、御下作人共相集、名主共より讀聞せ可申旨、御申移可有之候。其節、各方并地方役人中も御壹人宛出座候而、御教書之趣、何も江致得道候様御申聞、御下作人共、何卒心ニ守、身ニ行候様、有之度義ニ存候。名主共江も、定日相極、無懈怠

罷出、讀聞申候様、御申移可有之候。

と述べられている。この文中で「芳烈公在中江村々役人共讀聞候様被仰出候御教書之寫一冊」とあるのは、池田光政がその治世の間、郡奉行以下在方の役人を通じて領民たちに讀み聞かせるよう指示した教諭書を集めて一冊にしたものと考えられるが、閑谷および和意谷の近村の名主たちに命じて、一ヶ月に一二度ずつ日を極めて、村内の百姓たちを集め、閑谷學校の教官および在方の役人も各一人ずつその場に列席して、この教諭の書を読み聞かせ、百姓たちが教えの旨をよく體し、實踐躬行するように指導してゆくべきことを申傳えているのである。

これは、その後いつ頃までつづけられたものか明らかでないが、さきの白鹿洞揭示の聽聞と同様の趣旨のもとに、閑谷學校における教育を、近村の一般百姓にまで及ぼさしめんとしたものと注目してよいものであらう。

七

以上、閑谷學校の設立の経緯と、その經營の機構についての大略を考察したのであるが、閑谷學校は岡山藩主池田光政の學問・教育に對する高い理想のもとに、領内庶民の教育を主體とした藩營の郷學として創設され、江戸時代に發達した郷學の中でも、その設立の最も早いものであつた。しかも、この庶民を主體とする教育の場としての閑谷の學問所に、横井小楠をして、「江戸聖堂之外は天下に如此壯麗之學校は有御座間敷被存候」といわしめたほどの施設をつくり上げ、その

後、財政面からする學校閉鎖への危機も初期には一二度あつたが、それらもよりのり越えて、この學校が、藩士の子弟の教育を主體とする藩校と並立して、寛文・延寶年間の頃から、版籍奉還の翌年の明治三年に至るまで、藩政時代を通じて絶えることなく存続されたことは、江戸時代における庶民教育ないし學校教育史上、誠に注目すべきことであつたといつてよい。

このような岡山藩の進んだ教育政策が、他の諸藩からも次第に注目を集めるようになったことは當然であつて、『備陽國學記録』をみても、寶曆のころ以後、岡山藩の學校の機構について諸藩からの照會があつたり、あるいは藩士が遣わされて學校の實狀を視察して歸つていような事例が、少なからずみられる。例えば、寶曆二年（一七五二）には安藝廣島藩淺野氏から學校の儀につき照會があり、この時はどのような回答がなされたか明らかでないが、次いで文化十年（一八一三）には伊豫松山藩久松氏から、同十一年には丹後田邊藩牧野氏から、岡山および閑谷の學校の「御取向方、右御役人、其外諸事御取納方等」について問合わせがあり、この時はいずれも學校の繪圖や、學校の諸規則を詳しく記して送つてゐる。また幕末に近い弘化元年（一八四四）には因幡鳥取藩池田氏から「今般因州ニ學校御造營有之ニ付、岡山學校之諸儀式承候様との命」を受けて、七月十八日、藩士溪大録が岡山に來たり、城下の旅籠町であつた中島町に寄宿し、學校奉行三上三郎大夫に入門の禮をとつて、藩校への出入を許され、學校の諸施設や講義の模様などをつぶさに見聞し、更に閑谷學校をも訪ねて、八月七日にいたるおよそ二十日間ばかり藩内に滞在視察して歸つてゐる。

後、鳥取藩からはまた嘉永五年（一八五二）にも岡山の學校の諸規則について照會してきている。<sup>⑨</sup>これらの事例は『備陽國學記錄』にみえる主なるものについてのみであるが、その他の諸藩においても、岡山藩の學校制度について關心をもつたものの多かつたことは察するに難くない。

殊に、閑谷學校は諸藩でも稀な藩營の郷學として、その設立以來、明治の廢藩に至るまで、その間、ここに學んだ諸生の數は、前述のごとく必ずしもそれほど多數にのぼつたとはいひ難いとしても、ともかく二百餘年の長きにわたつて、この學校が庶民教育を主體とした學問所としての機能を保ちつづけてきたことは、直接的にも、また間接的にも、岡山藩の庶民の教育向上の上に寄與したことは決して少なくなかつたと思われるのである。藩政時代におけるこのような庶民の教育が、封建的支配秩序の中で藩の繁榮を擔うにふさわしい人間をつくることに、その主たる目的のあつたことは否定し難いとしても、これらの教育を通じて庶民の學問教養の一般的水準が高められ、それが、ひいては庶民たちの人間的自覺をも高めることにつながるもののであつたことも確かであろう。横井小楠が閑谷學校を訪ねて、その實狀を視察したのちに、學校の創設者池田光政を稱揚して、

芳烈公之御事は、熊本にて承り居候よりは格別の御英君にて、是を要して申候得ば、聡明勇決、表裏無隔、規模甚廣大にして、眞に三代以上の御方と奉存候。

と惜しまざる賛辭を呈しているのは、<sup>⑩</sup>光政の建學の精神と、現實に閑

郷學「閑谷學校」の設立とその機構について

谷學校が果たしている高い教育的役割について、小楠の心に強く感得されるものがあつたからであらう。

註

① 岡山藩廳の記録の大部分は現在、岡山大學附屬圖書館に「池田家文庫」として所藏されており、『御留帳』も、その中の一部である。

② 津田永忠は前年の寛文十二年十月、藩校の長である學校奉行の職を解かれ、この頃すでに設立に着手していた閑谷學校、および、郷中手習所の事務に従事するようになっていた。

③ 池田家文庫『評定留』延寶元年二月廿九日の條。

④ 拙稿「備前藩における神職請制度について」（『岡山大學法文學部學術紀要』第五號）参照。

⑤ 『岡山市史』（昭和十二年刊）第四編第九章のうち「手習所」の項、『池田光政公傳』第四十九章「手習所」参照。

⑥ 同右

⑦ 『閑谷叢史』（明治二十四年刊）一〇七頁。

⑧ 閑谷學校壁書は左の三ヶ條から成つており、閑谷學校入學者の一般的な心得を示したものである。

定

一、閑谷入學之者、禮儀正可學問、尤撰其人、儲成證帖並宗旨手形可取置之事、

一、學問所へ所附之林、不可猥伐採事、

一、諸事可任奉行之指圖事、

延寶二年四月朔日

⑨ 井田（せいいでん）は、寛文十一年に、光政が領内の和氣郡友延村の新村に、中國の古制に則つて、井田の地割普請の工を起したものである。

⑩ 『池田光政公傳』第五十章「學校手習所の設置及維持に關する烈公書翰」所載の延寶三年六月十五日付池田綱政書狀、および、同年七月十九日付池田光政返書による。

- ⑪藤井・水野・谷口編『池田光政日記』五七五頁。
- ⑫『池田光政公傳』第四十八章「閑谷學校」の條參照。
- ⑬池田家文庫『備陽國學記録』元祿七年二月十五日、および、三月廿一日の條。
- ⑭『備陽國學記録』元祿八年八月十二日の條に、「佐々木半平・山田藤四郎、從閑谷來校」の記事がある。
- ⑮『備陽國學記録』寶永四年六月六日の條、および、寶永四年の『留帳』六月六日の條。
- ⑯『備陽國學記録』寶永四年七月廿日、および、七月廿四日の條。
- ⑰『備陽國學記録』寶永五年十二月十五日、および、寶永六年正月元旦の條。
- ⑱寶永六年の『留帳』諸法附命令の項。『備陽國學記録』寶永六年八月十九日の條。なお、この時、岡山の藩校に關しても、八月廿八日、藩校の校舎のうち桃舎・梧舎・橘舎・杉舎・槐舎の五舎を取崩すべきことが令せられている。
- ⑲『備陽國學記録』寶永六年九月六日の條。『岡山縣教育史』上卷、二〇九頁。
- ⑳『備陽國學記録』寶永六年九月八日の條。なお、藩校五舎の取崩しも、九月十四日取りやめとなつてゐる。
- ㉑『備陽國學記録』享保五年六月六日・七日の條。
- ㉒同 右、寶曆元年九月十六日の條。
- ㉓同 右、寶曆十一年十二月十一日の條。
- ㉔同 右、寶曆十二年正月五日の條。
- ㉕同 右、明和七年二月十九日の條。
- ㉖同 右、明和七年三月十一日の條。
- ㉗同 右、寛政四年三月十三日の條。
- ㉘同 右、寛政四年三月廿六日の條。
- ㉙同 右、寛政六年五月十一日の條。
- ㉚同 右、天明七年四月十九日の條。
- ①同 右、寛政六年五月十一日の條。
- ②同 右、明和七年十月十六日の條。
- ③同 右、安永五年六月十九日の條。
- ④同 右、安政六年五月九日の條。
- ⑤『閑谷疊史』八頁。
- ⑥石川謙著『近世の學校』（昭和三十二年刊）一七七頁。
- ⑦このほかに『備陽國學記録』文久二年正月廿日の條に、播州赤穂郡赤松村の作之介という者が、「四年前入學已來、讀書格別致出精、且昨年來、房頭相勤」との記事がみえる。
- ⑧『備陽國學記録』嘉永四年正月廿一日の條。
- ⑨同 右、嘉永五年正月廿日の條。
- ⑩同 右、元祿九年八月十一日の條。
- ⑪同 右、寶曆十三年九月十四日の條。
- ⑫同 右、文化十五年正月十五日の條。
- ⑬同 右、寶曆十二年正月五日の條。
- ⑭同 右、文化十年十二月廿八日の條。
- ⑮同 右、寛政元年八月十九日の條。
- ⑯同 右、明和七年十月十六日の條に、「瀬介（鷹取）閑谷へ參候ハ、習藝齋にて一ヶ月六次、小學之講釋可被相勤候」とみえる。
- ⑰同 右、明和七年十一月十二日の條。
- ⑱同 右、明和八年正月廿二日の條。
- ⑳白鹿洞は、もともと唐代の學者李渤が江西省南康府廬山の五老峰のふもとに隱居し、常に一白鹿を愛育していたので、白鹿洞の名が生じ、やがてここに學校が建てられたが、唐末の亂で荒廢した。その後、五代南唐のときに復興され、更に宋のはじめ、ここに書院がつくられて白鹿洞書院と稱し、宋の四大書院の一に數えられたが、この後また盛衰があり、南宋の淳熙五年（一一七八）朱子がこれをまた復興して、以後ここが朱子の學流の中心となつた。そして、朱子がこの書院に掲げた學規が、すなわち「白鹿洞書院揭示」と呼ばれたものである。

⑤④ 『岡山市史』（昭和十二年刊）第三卷、二五二四頁、（第四編第九章第二節「藩學」の條）。

⑤① 和意谷は、閑谷と同じ和氣郡内にあり、藩祖池田輝政・利隆および光政三代の墓所の地である。

⑤② 横井小楠の『遊歴聞見書』の記事。

⑤③ 『備陽國學記録』寶曆三年九月十六日の條。

⑤④ 同 右、文化十年閏十一月十五日の條。

⑤⑤ 同 右、文化十一年四月十四日の條。

⑤⑥ 同 右、弘化元年七月十八日、同廿八日、八月七日の各條。

⑤⑦ 同 右、嘉永五年正月廿七日の條。

⑤⑧ 横井小楠の『遊歴聞見書』の記事。なお文中に「三代」といつているのは、徳川幕府の諸制度を整備し、また昌平坂學問所の最初の基礎を開いた三代將軍家光のことを指しているものと思われる。

